

医道審議会関係規程等

- 医道審議会の構成 P 1
- 厚生労働省設置法（抄） P 2
- 医道審議会令 P 3
- 医道審議会運営規程 P 7

医道審議会の構成

医道審議会

医道分科会

- 診療科名標榜部会
- 麻酔科標榜資格審査部会

医師分科会

- 医師臨床研修部会
- 医師国家試験K・V部会
- 医師国家試験事後評価部会
- 医師国家試験改善検討部会
- 医師国家試験出題基準改定部会
- 精神保健指定医資格審査部会

歯科医師分科会

- 歯科医師臨床研修部会
- 歯科医師国家試験K・V部会
- 歯科医師国家試験事後評価部会
- 歯科医師国家試験制度改善検討部会
- 歯科医師国家試験出題基準改定部会

保健師助産師看護師分科会

- 看護師等確保基本指針検討部会
- 看護倫理部会
- 保健師助産師看護師国家試験K・V部会
- 保健師助産師看護師国家試験事後評価部会
- 保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会
- 保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会

理学療法士作業療法士分科会

- 理学療法士作業療法士倫理部会
- 理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会

薬剤師分科会

- 薬剤師倫理部会
- 薬剤師国家試験K・V部会
- 薬剤師国家試験事後評価部会
- 薬剤師国家試験制度改善検討部会
- 薬剤師国家試験出題基準改定部会

死体解剖資格審査分科会

※ 実線は、法律又は政令で定められているもの。

厚生労働省設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 97 号）（抄）

（医道審議会）

第十条 医道審議会は、医療法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、
歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法（昭
和二十三年法律第二百三号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十
年法律第百三十七号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あ
ん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十
二年法律第二百十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）、
薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）、死体解剖保存法（昭和二
十四年法律第二百四号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法
律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、医道審議会の組織、所掌事務及び委員そ
の他の職員その他医道審議会に関し必要な事項については、政令で定
める。

医道審議会令（平成12年6月7日政令第285号）

（組織）

第1条 医道審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第2条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 1 社団法人日本医師会の長
 - 2 社団法人日本歯科医師会の長
 - 3 学識経験のある者
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第3条 前条第1項第3号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第5条 審議会に、次の表の上覧に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
医道分科会	医師法（昭和23年法律第201号）第7条第4項及び第24条の2第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第4項及び第23条の2第2項並びに医療法（昭和23年法律第205号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
医師分科会	医師法第10条第2項及び第16条の2第3項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
歯科医師分科会	歯科医師法第10条第2項及び第16条の2第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
保健師助産師看護師分科会	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
理学療法士作業療法士分科会	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
薬剤師分科会	薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
死体解剖資格審査分科会	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上覧に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者（医道分科会に属すべき委員及び臨時委員にあつては、第2条第1項各号に掲げる者）のうちから、厚生労働大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において総括し、及び処理する。ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬食品局総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成20・3・31政令第94号）（抄）

この政令は、平成20年4月1日から施行する。

医道審議会運営規程

医道審議会令第10条の規定に基づき、医道審議会運営規程を医道審議会として、次のように定める。

第1条 医道審議会令（平成12年政令第285号。以下、「令」という。）第5条に規定する分科会（以下、「分科会」という。）に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の数、庶務を担当する部署並びに分科会に置かれる部会の名称、所掌事務、当該部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の数、庶務等については、この規程の定めるところによる。

第2条 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の数は次のとおりとする。

分科会	委員	臨時委員	専門委員
医道分科会	4	22	—
医師分科会	9	42	129
歯科医師分科会	4	18	99
保健師助産師看護師分科会	5	17	128
理学療法士作業療法士分科会	2	16	15
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会	2	12	—
薬剤師分科会	2	36	100
死体解剖資格審査分科会	2	9	—
合計	30	172	471

第3条 分科会の庶務を担当する部署は次のとおりとする。

分科会	庶務担当部署
医道分科会	医政局医事課試験免許室免許登録係
医師分科会	医政局医事課試験免許室国家試験係
歯科医師分科会	医政局歯科保健課総務係
保健師助産師看護師分科会	医政局看護課総務係
理学療法士作業療法士分科会	医政局医事課試験免許室国家試験係
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会	医政局医事課医事係
薬剤師分科会	医薬食品局総務課
死体解剖資格審査分科会	医政局医事課試験免許室免許登録係

第4条 別表の「分科会」の欄に掲げる分科会には、令第6条第1項の規定により、それぞれ同表の「部会」の欄に掲げる部会を置くものとし、各部会の所掌事務、当該部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の数並びに庶務を担当する部署については、それぞれ同表の「所掌事務」の欄、「委員、臨時委員及び専門委員」の欄及び「庶務担当部署」の欄に掲げるとおりとする。

第5条 医道審議会が報告、答申、令第8条の規定に基づく資料の提出等の必要な協力の求めその他の所掌事務を遂行するために必要な行為を行うに当たっては、分科会又は部会が議決し、当該議決を令第5条第6項又は令第6条第6項の規定により医道審議会の議決とするものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

平成13年1月26日

医道審議会会長

別表

分科会	部会	所掌事務	委員、臨時委員及び専門委員の数			庶務担当部署
			委員	臨時委員	専門委員	
医道分科会 【4-6-0】	診療科名標榜部会	診療科名に係る政令の改廃及び許可に関する事	(2)	8	—	医政局総務課総務係（主査）
	麻酔科標榜資格審査部会	麻酔科標榜の許可に関する事	(2)	8	—	
医師分科会 【9-7-1】	医師臨床研修部会	臨床研修病院の指定又は指定の取消しに関する事	(4)	11	—	医政局医事課医師臨床研修推進室臨床研修係
	医師国家試験K・V部会	医師国家試験問題内容の妥当性の確認に関する事	(2)	—	33	医政局医事課試験免許室国家試験係
	医師国家試験事後評価部会	医師国家試験の評価に関する事	(2)	—	11	
	医師国家試験改善検討部会	医師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方針に関する事	(2)	—	14	
	医師国家試験出題基準改定部会	医師国家試験出題基準の改定に関する事	(3)	—	70	
	精神保健指定医資格審査部会	精神保健指定医の指定及び指定取消しの審査に関する事	(2)	24	—	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課総務係
	歯科医師分科会 【4-5-0】	歯科医師臨床研修部会	臨床研修施設の指定又は指定の取消しに関する事	(3)	13	—
歯科医師国家試験K・V部会		歯科医師国家試験問題内容の妥当性の確認に関する事	(3)	—	25	医政局歯科保健課総務係
歯科医師国家試験事後評価部会		歯科医師国家試験の評価に関する事	(2)	—	10	
歯科医師国家試験制度改善検討部会		歯科医師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方針に関する事	(2)	—	14	
歯科医師国家試験出題基準改定部会		歯科医師国家試験出題基準の改定に関する事	(2)	—	50	
保健師助産師看護師分科会 【5-14-0】	看護師等確保基本指針検討部会	看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に関する事	(2)	(3)	15	医政局看護課総務係
	看護倫理部会	保健師、助産師及び看護師の行政処分に関する事	(5)	3 (3)	—	
	保健師助産師看護師国家試験K・V部会	保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以下、この欄において、「保助看国家試験」という。）の問題内容の妥当性の確認に関する事	(2)	(3)	26	
	保健師助産師看護師国家試験事後評価部会	保助看国家試験の評価に関する事	(2)	—	10	
	保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会	保助看国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方針に関する事	(2)	(4)	17	
	保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会	保助看国家試験出題基準の改定に関する事	(2)	(4)	60	
	理学療法士作業療法士分科会 【2-8-3】	理学療法士作業療法士倫理部会	理学療法士及び作業療法士の行政処分に関する事	(2)	8	
理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会		理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験の出題基準の改定に関する事	(2)	(1)	12	医政局医事課試験免許室国家試験係
薬剤師分科会 【2-14-0】	薬剤師倫理部会	薬剤師の行政処分に関する事	(2)	6 (4)	—	医薬食品局総務課
	薬剤師国家試験K・V部会	薬剤師国家試験の問題内容の妥当性の確認に関する事	(2)	4 (1)	18	
	薬剤師国家試験事後評価部会	薬剤師国家試験の評価に関する事	(2)	4 (1)	8	
	薬剤師国家試験制度改善検討部会	薬剤師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方針に関する事	(2)	4 (1)	18	
	薬剤師国家試験出題基準改定部会	薬剤師国家試験出題基準の改定に関する事	(2)	4 (1)	56	

(注) 1. 「分科会」欄の【 】内数は、【委員数－臨時委員数－専門委員数】である。
 2. 「委員、臨時委員及び専門委員の数」欄の括弧内数は、分科会委員等との兼任数（別掲）である。